

## ロボット特区実証実験推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、ロボット特区実証実験推進協議会（以下「本協議会」という。）という。

(目的)

第2条 本協議会は、実社会等におけるロボットの実証実験を推進し、生活支援分野等の新たなロボット産業を育成することを目的とする。

(活動)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) ロボット実証実験の推進、実証実験の支援事業
- (2) ロボット実証実験等に関する情報発信・成果の広報
- (3) ロボットの実用化にかかる社会制度等に関する国への提言
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本協議会は、以下の者により構成する。

- (1) 普通会員：ロボットの実証実験を行うことを希望する企業、研究機関・大学、研究者、公共団体、その他協議会が認めた民間団体等で、総会での議決権を有する者。
- (2) 準会員：ロボットの実証実験を実施しないが、本協議会の趣旨と目的に関心を有する企業等であって、総会での議決権を有しない者。
- (3) 学術会員：本協議会の趣旨と目的に関心を有する研究機関・大学、研究者、その他協議会が認めた研究機関、大学関係者であって、総会での議決権を有しない者。
- (4) 特別会員：本協議会の趣旨と目的に関心を有する自治体、その他協議会が認めた公益法人等であって、総会での議決権を有しない者。
- (5) サポーター会員：本協議会の趣旨と目的に賛同し、本協議会の活動をサポートする個人事業者、企業、その他協議会が認めた民間団体、公共団体等で、総会での議決権を有しない者。

(会費等)

第5条 本協議会の会費は、会長が別に定める。

2 本協議会の活動の一環として実施する実証実験プロジェクトにかかる経費は、会費収入を充てる他、当該活動に深く関わる企業等とつくば市が協

議して負担する。

(入会及び退会)

第6条 本協議会に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

2 ロボットの実証実験を行うことを希望する者は、普通会员として本協議会に入会しなくてはならない。

3 退会する者は、別に定める退会届を提出して、退会することができる。

4 本規約を遵守しないとき又は本協議会の名誉を毀損する行為があったとき、会長は、当該会員を退会させることができる。

5 退会の理由にかかわらず、会費および入会金は返却しない。

(役員等)

第7条 本協議会は、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名以内

(3) 監事 2名以内

2 会長は、つくば市長とし、本協議会を代表し、運営を総括する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 監事は、本協議会の会計を監査する。

5 副会長及び監事は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

6 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

7 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 本協議会に総会を置く。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、本協議会の事業及び運営に関する基本的事項について審議し決定する。

4 総会の議事は、出席する普通会员の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面審議等)

第9条 会長は、やむを得ないと認めるときは、役員等に対し、書面により、本協議会の基本的事項の審議を求めることができる。

(幹事会)

第10条 本協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本協議会の活動の一部について必要な協議を行い、決定する。
- 3 幹事長及び委員は、会長が委嘱する。
- 4 幹事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠による幹事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(顧問、アドバイザー等)

第11条 本協議会の活動を円滑に推進するため、顧問、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

- 2 顧問、アドバイザーは、総会、幹事会において意見を述べるができるものとする。

(部会)

第12条 本協議会に、第2条で定めた具体的に活動を行うために、必要に応じて特定の部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(実験検証評価委員会)

第13条 本協議会に、実験結果等の評価検証を行うために、実験検証評価委員会を置くことができる。

- 2 実験検証評価委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(その他の委員会)

第14条 会長は、本協議会の目的遂行のために必要な委員会を置くことができる。

(経費)

第15条 本協議会の運営に関する経費は、会費、入会金、プロジェクト負担金、その他の収入をもってあてる。

(事務局)

第16条 本協議会の事務局は、つくば市科学技術振興部科学技術・特区推進課内に置く。

- 2 事務局長は、科学技術・特区推進課長とする。

(会計年度等)

第17条 本協議会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

2 本協議会の事業年度も、また同様とする。

(規約の変更)

第18条 本規約は、幹事会の審議を経て、会長が変更することができる。

(解散・残余財産の帰属先)

第19条 本協議会の目的を果たしたと判断された場合は、総会の決議をもって解散することができるものとする。

2 本協議会が解散時に有する財産の帰属先は、総会において出席した普通会员の過半数をもって議決する。

(細則)

第20条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本規約は、本協議会設立の日から施行する。

2 本協議会の最初の会計年度は、前項の規定するこの規約施行の日から翌年3月31日までとする。

附 則

この附則は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月15日から施行する。